

お知らせ

取引証明に、「はかり」を使用されている皆さまへ

2年に
1度の

「定期検査」を 受検しましょう！！

法的
義務

定期検査は計量法で義務付けられています。

対象
事例

- ▶ 商店等で商品を計量するはかり
- ▶ 配送料金の算定に荷物を計量するはかり
- ▶ 病院、学校等で健康診断（体重測定）に使用するはかり など。

検査日時
(予定)

滝上町車庫（滝上町消防組合滝上支署前）

令和6年8月23日（金）9：30～12：00

※ 該当見込のある事業所等には、事前調査書類を送付していますが、書類が届いていない事業所等で該当する場合は、まちづくり推進課商工観光係までご連絡ください。（7月31日まで）



ご都合が合わない
皆さまへ

定期検査に代わる計量士による検査

～代検査～



▶ 計量士（国家資格）が知事に代わって検査を行い、その旨を届け出た場合、**定期検査が免除**になる制度。

※ 計量士一覧については検定所ホームページからご覧ください。

- ▶ 検査当日に予定がある
- ▶ お店を空けられない
- ▶ はかりを動かせない



URL → <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/>

北海道計量検定所

検索

～お問い合わせ先～

滝上町まちづくり推進課商工観光係 TEL (0158) 29-2111 (内線 250)